

現 行	改 正 案
I 資金移動業者の監督上の評価項目 I — 2 業務の適切性等 （新設）	I 資金移動業者の監督上の評価項目 I — 2 業務の適切性等 I — 2 — 4 障害者への対応 <u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課されているところである。</u> <u>また、資金移動業者については、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 28 年告示第 3 号。以下「障害者差別解消対応指針」という。）において、これらの具体的な取扱いが示されている。</u> <u>障害者への対応に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。</u> I — 2 — 4 — 1 主な着眼点 <u>障害者への対応に当たって、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、障害者差別解消法及び障害者差別解消対応指針に則り適切な対応を行う、対応状況を把握・検証し対応方法の見直しを行うなど、内部管理態勢が整備されているか。</u> I — 2 — 4 — 2 監督手法・対応 <u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者における障害者への対応に係る課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、内部管理態勢の整備状況を確認することとする。また、内部管理態勢の整備状況に問題が認められる場合には、必要に応じ、報告（法 54 条の規定に基づく報告を含む。）を求めることを通じて、資金移動業者における自主的な改善状況を把握することとする。</u>

現 行	改 正 案																												
資金移動業者登録審査事務チェックリスト （資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制・この章の規定を遵守するために必要な体制） <table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th><th>審 査 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など</td></tr> <tr> <td></td><td>外部委託に関する社内規則等(ガイドラインⅠ-2-3-3-1)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> <tr> <td></td><td>資金移動業に関する組織図(内閣府令第6条第10号)</td></tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容		資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など		外部委託に関する社内規則等(ガイドラインⅠ-2-3-3-1)	(略)	(略)	(新設)		(新設)	(新設)		資金移動業に関する組織図(内閣府令第6条第10号)	資金移動業者登録審査事務チェックリスト （資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制・この章の規定を遵守するために必要な体制） <table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th><th>審 査 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など</td></tr> <tr> <td></td><td>外部委託に関する社内規則等(ガイドラインⅠ-2-3-3-1)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>障害者対応に関する内部管理態勢等(ガイドラインⅠ-2-4-1)</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>障害者差別解消法及び障害者差別解消対応指針に則り適切な対応を行うための内部管理態勢の整備を図っているか。</td></tr> <tr> <td></td><td>資金移動業に関する組織図(内閣府令第6条第10号)</td></tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容		資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など		外部委託に関する社内規則等(ガイドラインⅠ-2-3-3-1)	(略)	(略)		障害者対応に関する内部管理態勢等(ガイドラインⅠ-2-4-1)	☐	障害者差別解消法及び障害者差別解消対応指針に則り適切な対応を行うための内部管理態勢の整備を図っているか。		資金移動業に関する組織図(内閣府令第6条第10号)
適否	審 査 内 容																												
	資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など																												
	外部委託に関する社内規則等(ガイドラインⅠ-2-3-3-1)																												
(略)	(略)																												
(新設)																													
(新設)	(新設)																												
	資金移動業に関する組織図(内閣府令第6条第10号)																												
適否	審 査 内 容																												
	資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など																												
	外部委託に関する社内規則等(ガイドラインⅠ-2-3-3-1)																												
(略)	(略)																												
	障害者対応に関する内部管理態勢等(ガイドラインⅠ-2-4-1)																												
☐	障害者差別解消法及び障害者差別解消対応指針に則り適切な対応を行うための内部管理態勢の整備を図っているか。																												
	資金移動業に関する組織図(内閣府令第6条第10号)																												